

貸借対照表

(2023 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	68,775	流 動 負 債	15,834
現 金 及 び 預 金	53,567	買 掛 金	5,863
売 掛 金	15,169	未 払 金	629
前 払 費 用	38	未 払 法 人 税 等	6,433
		未 払 消 費 税	878
		未 払 費 用	1,503
		預 り 金	526
固 定 資 産	874	負 債 合 計	15,834
投資その他の資産	874	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	874	株 主 資 本	53,814
		資 本 金	11,000
		利 益 剰 余 金	42,814
		利 益 準 備 金	1,925
		そ の 他 利 益 剰 余 金	40,889
		繰 越 利 益 剰 余 金	40,889
		純 資 産 合 計	53,814
資 産 合 計	69,649	負 債 ・ 純 資 産 合 計	69,649

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 収益及び費用の計上基準

当社は、「品質向上のトータルサポート企業」を経営方針に掲げ、ソフトウェアの品質に関わるサービスを提供しており、その契約形態を主に派遣契約、準委任契約、請負契約の3つで認識しております。

派遣契約は、労働者派遣契約に基づき当社グループのエンジニアをお客様先に派遣し、顧客の指揮命令下でサービスの提供を行っており、準委任契約は当社グループの指揮命令下において、お客様との契約内容に応じた役務提供を行っております。派遣契約、準委任契約から生じる履行義務は、契約期間内の労働時間の経過により充足されるものであることから、一定の期間にわたり充足されるものであると判断しており、契約時間から超過時間および減算時間の調整を実施したうえで収益を認識しております。また、契約によるお客様の締め日が月末日と異なる場合、当該締め日から月末日までの期間の役務提供については、月末日に概算で収益を認識しております。

請負契約は、主に当社グループ拠点にてソフトウェア開発を行い、設計書等の成果物をお客様へ納品しております。請負契約から生じる履行義務は、当社グループが顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じ、かつ、顧客との契約における義務の履行を完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有することから、一定の期間にわたり充足されるものであると判断しており、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することを見込まれるものについては、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度は、原価総額の見積りに対する当連結会計年度末までの実際発生原価の割合に基づいて算定しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することを見込まれるものについては、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることが出来る時まで、原価回収基準により収益を認識しております。

いずれの契約も、その月に提供した財又はサービスに直接対応する金額を、月次で顧客に請求しており、通常の支払期限は各月の締め日から概ね30日以内となっており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。